

令和5年7月19日

## 告示

当財団は、一般財団法人日本ボクシングコミッショナリーティーの理事会の決定に基づき、「37歳定年制の廃止他」日本ボクシングコミッショナリールール（=以下「コミッショナリールール」）を改正する。

一般財団法人日本ボクシングコミッショナリーティー

（コミッショナリールール等の改正案の要綱）

- 1 （37歳定年制の廃止）ルール21条に規定する37歳定年制は、廃止する。
- 2 （ライセンスの年度単位制の明文化）ライセンスは、毎年1月1日から12月31日までの1年間（以下「年度」という。）その効力を有するものとして交付とし、年度単位で発行するものとする。
- 3 （ボクサーライセンスの交付を受けられる方法の明文化）各年度のライセンスは、ボクサーライセンスにあっては、①プロテスト合格、②ライセンスの更新、③ライセンスの再交付により、当該年度のライセンスの交付を受けられるものとする。
- 4 （ライセンス更新の申請期日緩和の明文化）ライセンスの更新は、ライセンスの交付を受けようとする年度（以下「ライセンス交付年度」という。）の前年度のライセンスの交付を受けた者に認められる手続とし、ライセンス交付年度の終了日までに申請することができるものとする。
- 5 （ライセンスの再交付制度の明文化）ライセンスの再交付は、ライセンスの再交付・更新を任意に行わなかったこと（以下「ライセンス不更新」という。）又は改正前の定年制に基づく37歳の定年を迎えたこと（以下「37歳定年」という。）によりライセンス交付年度の前年度のライセンスの交付を受けていない者（ライセンス不更新又は37歳定年以外の事由によりライセンスが失効した者を除く。）に認められる手續とし、ライセンス交付年度の終了日までに申請することができるものとする。
- 6 （3年度以内試合出場要件の追加）ボクサーライセンスの更新の要件として、新たに、35歳未満の者が申請する場合にあっては、ライセンス交付年度の前年度から起算して3年度以内、35歳以上の者が申請する場合にあっては、ライセンス交付年度から起算して3年度以内に公式試合に出場したこと（以下「3年度以内試合出場要件」という。）を加える。
- 7 （明文化するライセンスの再交付の要件）ライセンスの再交付の要件は、ライセンスの更新の要件と同様とする。
- 8 （2年度に1度のMRI検査等）35歳以上の者によるボクサーライセンスの更新・再交付については、原則として、コミッションドクターの頭部MRI検査による診断、神経学的な診断及びその

他の診断（以下「特別診断」と総称する。）に合格することを要件（以下「MRI検査等合格要件」という。）とするが、前年度のライセンスの交付を受けるためのライセンスの更新・再交付の際に特別診断に合格している者は、ライセンス交付年度のライセンスの交付を受ける際のライセンスの更新・再交付の際には、MRI検査等合格要件に代えて、通常の健康診断に合格したことなどを要件とする。

9 (3年度以内試合出場要件を満たす者によるプロテスト受験資格の年齢制限の緩和)

10 (3年度以内試合出場要件導入の2年間の経過措置)

(1) (2年間の経過期間のライセンスの再交付) 新たに3年度以内試合出場要件を導入する経過措置として、2023年度及び2024年度の2年度中にライセンスの更新・再交付によって2023年度及び2024年度のボクサーライセンスの交付を受ける場合には、3年度以内試合出場要件に代えて、35歳未満の者が申請する場合にあっては、ライセンス交付年度の前年度から起算して5年度以内、35歳以上の者が申請する場合にあっては、ライセンス交付年度から起算して5年度以内に公式試合に出場したことなどを要件とする。ただし、ライセンス交付年度から起算して4年度以内に試合に出場しなかった者については、過去にA級ライセンス又はB級ライセンスの交付を受けていた者に限り、ライセンスの再交付を認めるものとし、ライセンスの再交付の場合、再交付するライセンスは、過去にA級ライセンスの交付を受けていた者にあっては、B級ライセンス、過去にB級ライセンスの交付を受けていた者にあっては、C級ライセンスとする。

(2) (2年間の経過期間のプロテスト受験資格)

2023年度及び2024年度の2年度中は、プロテストを受験する年度から起算して4年度目から5年度目の期間に公式試合に出場したことがある35歳以上の者であって、過去にC級ライセンスの交付しか受けられていなかったことにより、第(1)号ただし書に基づきライセンスの再交付を受けられない者には、受験資格の年齢制限を定めるコミッショナルルール第18条第1項①を適用しないものとし、ライセンスの再交付に代えて、プロテストの受験を認める。

11その他第1項から第8項までの改正に伴う必要な改正を行う。

12その他コミッショナルルールその他の諸規程の必要な改正を行う。